審 査 基 準

平成30年6月25日作成

法 令 名: 自動車の保管場所の確保等に関する法律

根 拠 条 項: 第4条第1項

処 分 の 概 要: 自動車の保管場所証明

原権者(委任先): 警察署長

法 令 の 定 め:

自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等)

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)

審 査 基 準: 上記法令の定めによる。

標準処理期間: 7日(行政庁の休日を含まない。)

申 請 先:

自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(係)

八代警察署氷川幹部交番(自動車の保管場所の位置が八代警察署管内のものに限る。)

問 合 せ 先: 自動車の保管場所の位置を管轄する警察署の交通課(係)

備 考: